

Iwamizawa Chamber of Commerce and Industry

岩見沢商工会議所だより

'24.7

発行所 / 岩見沢商工会議所
1西1 Tel22-3445 Fax22-3441

【No. 509】

好評

当 所
会員限定

無料法律相談会

～従業員の方の個人的な
ことでも相談できます～

開催日時

令和6年7月25日(木)
13:00～15:00

相談員

弁護士法人PLAZA総合法律事務所
弁護士 高木 陽平

Topics



- ・第72回全道商工会議所大会 岩見沢開催
- ・プレミアム建設券第2回抽選報告

2 ページ
4 ページ

- ・令和6年度通常会員総会開催
- ・特定商工業者負担金の同意のお願い

3 ページ
6 ページ

第72回 全道商工会議所大会 終了!



御礼

今大会は「オール空知」で全道各地の商工会議所の方をお迎えすることができました。大会運営にご協力いただきました会員の皆様をはじめ、まちをあげておもてなしいただきました皆様に改めて御礼申し上げます。

第72回 全道商工会議所大会 盛会!!

～61年ぶりの岩見沢大会～ ★参加された皆様、議員、役員の皆様が主役★

第72回全道商工会議所大会を7月5日・6日岩見沢市内で開催しました。5日にはエムズゴルフクラブにてゴルフ大会、積水化学北海道(株)・セキスイハイム工業(株)で産業視察、市内のワイナリーや観光施設を堪能できるエキスカーションを開催しました。その後ホテルサンプラザで懇親会を開催し、翌日6日にまなみーるで本大会と特別講演を開催しました。

全道商工会議所大会は道内4ブロックで持ち回り開催され、岩見沢での開催は昭和38年(1963年)以来61年ぶり。全道各地から約400人の皆様が参加しました。

●ゴルフ大会

当日は晴天に恵まれ絶好のゴルフ日和のなか、エムズゴルフクラブに68人の参加者が集まり、地域の垣根を越えて交流親睦を深めました。また、表彰式は当日開催された懇親会にて執り行われました。主な入賞は次のとおりです。

ゴルフ大会結果

【優勝】

玉川 裕一 副会頭(恵庭商工会議所)

【第3位】

土谷 秀樹 会頭(恵庭商工会議所)

【準優勝】

田中 勝則 常議員(網走商工会議所)

【ベストグロス賞】

篠原 光範 副会頭(室蘭商工会議所)



鈴木 空知総合振興局長から表彰
優勝 恵庭 玉川副会頭



セキスイハイムを視察

●産業視察・エキスカーション ～岩見沢の魅力を発信～

産業視察に18人が参加し、積水化学北海道(株)やセキスイハイム工業(株)において北海道のくらしに密接したものづくりとセキスイハイムの家づくりに触れるなど、様々な施設を見学しました。

また、エキスカーションでは空知の多数のワイナリーや観光施設を巡る「そらちワインタクシー」を開催し、37人が参加し、そらちワインと雄大な景色を満喫していただきました。



懇親会で挨拶する松浦会頭



岩見沢ナイトのご案内

●懇親会・岩見沢ナイト ～岩見沢の食材と夜を堪能～

ホテルサンプラザにて、岩見沢教育大学によるアンサンブルとともに開幕した懇親会には約400人の参加者が集い、岩見沢・空知の食材を使用した料理や、焼鳥・ご当地ラーメンなどの屋台、空知の銘酒コーナーなどで舌鼓を打たれました。懇親会場ではプロミュージシャンによるJAZZ演奏が披露され、懇親会場を大いに盛り上げていただきました。

また、次回開催地の北見商工会議所の役員議員が来年7月に開催される第73回全道商工会議所大会をPRしました。

懇親会終了後には岩見沢ナイトを開催し、200人を超える方が岩見沢市内で2次会に向かわれ、さらに多くの方が3次会・4次会と岩見沢の夜のまちを堪能されました。



本大会で挨拶する
道商連岩田会頭



閉会后 議員・役員全員でお見送り

●本大会 ～全会一致で決議のあと 講演で心新たに～

6日には岩見沢市民会館・文化センター まなみーるへと会場を移し、本大会と講演会を開催しました。

本大会では「景気・経済対策の実行」や「人手不足への対応強化」など10件の議案と2件の特別提案が議決されました。

決議事項をまとめた要望書を岩田圭剛道商連会頭が、岩本剛人参議院議員、公明党北海道本部 阿知良 寛美幹事長、北海道経済産業局 鈴木洋一郎局長らにそれぞれ手渡されました。

本大会後に行われた講演会では(株)日立製作所 研究開発ループ基礎研究センタ シニアプロジェクトマネージャの吉野正則氏を講師として招き、『「いつでも、どこでも住める、働ける時代」～急激な人口構造の変化に向けて～』と題し、健康経営についてご講演いただきました。

令和6年度 第1回通常議員総会を開催

— 令和5年度事業報告・各会計収支決算を承認 —

6月28日に令和6年度第1回通常議員総会を開催しました。

●永年勤続表彰

開会に先立ち、役員・議員の退任議員表彰・永年勤続表彰を行い、北海道商工会議所連合会会頭からの感謝状が授与されました。

退任議員表彰		金田		信行 様	
北海道商工会議所会頭表彰					
《勤続10年》	常議員	高橋	博昭	様	
《勤続35年》	議 員	奥野	賢一	様	
《勤続10年》	議 員	臼杵	努	様	
《勤続10年》	議 員	工藤	豊	様	
《勤続10年》	議 員	齋藤	聡	様	
《勤続10年》	議 員	鈴木	安行	様	
《勤続10年》	議 員	津島	治光	様	

●会頭挨拶

「7月5日(金)・6日(土)第72回全道商工会議所大会が61年ぶりに岩見沢で開催されます。当日は、400人超の方々が参加します。全道各地からお越しの皆様方に空知の魅力を発信すべくオール空知でお迎えしたいと思います。また、6月18日(火)には第2回目の岩見沢プレミアム建設券の抽選会が行われました。2回目の申込件数は799件、当選件数は387件で48.4%の方が当選、第1回目と第2回目合わせた全体では70.7%の方が当選しました。この10年間の発行金額は71億7千万円、経済効果は約230億円になります。ここまで長い間続けてこられたのも、ひとえに市民の皆様と岩見沢プレミアム建設券に関わる関係業界の皆様のおかげであり、深く感謝を申し上げます。経済発展がまちの目標です。皆さんのお力をお借りしながら今後も素晴らしい岩見沢を目指していきたいと考えております。」

第1回通常議員総会の審議・報告事項は次のとおりです。
なお、各議案とも異議なく可決されました。

■付議事項

- 議案第1号 令和5年度事業報告(案)について
- ◆概要
- ①会員数 958件
 - ②会費負担口数 5,040口
 - ③主催会議等 115回
 - ④他団体出席会議等 26回
 - ⑤各種事業活動
 - ・商工会議所広域連携事業
 - ・岩見沢中心市街地活性化事業
 - ・岩見沢中心商店街除雪事業
 - ・岩見沢プレミアム建設券事業
 - ・第三者認証店登録支援事業
 - ・無料法律相談
 - ・SDGs宣言サポート
 - ・健康経営推進事業
 - ・微酸性電解水(ピュアスター)配布
 - ・商工会議所利用者アンケートの実施
 - ・新岩見沢商工会議所会館準備室の設置
 - ・北海道産ホタテ・海産物応援プロジェクト
 - ⑥意見活動
 - ・令和6年度税制改正に関する要望
 - ・第72回全道商工会議所大会岩見沢開催に関する要望
 - ⑦広告活動
 - ・ホームページアクセス 58,883件
 - ・Eメール情報配信 13回 618件(延数)
 - ・地域FM情報配信 260件(延数)
 - ⑧各種検定 301名受験(延数)
 - ⑨経営相談 1,345件(延数)
 - ⑩金融斡旋 34件

議案第3号 常議員補充選任について
内田茂伸氏が満場一致で常議員に選任されました。

議案第2号 令和5年度各会計収支決算(案)概要について

(単位:円)

		前年度繰越 ①	収入 ②	支出 ③	次年度繰越 ①+②-③
一般会計		7,070,236	56,730,715	55,832,021	7,968,930
特別会計	小規模事業特別会計	0	44,537,820	44,537,820	0
	会館特別会計	951,619	9,688,393	9,733,860	906,152
	退職給与特別会計	27,952,927	1,551,734	976,645	28,528,016
	会館運営基金特別会計	71,837,799	3,393	0	71,841,192
	商工振興基金特別会計	262,787,561	3,007,844	1,820,000	263,975,405
小計		363,529,906	58,789,184	57,068,325	365,250,765
合計		370,600,142	115,519,899	112,900,346	373,219,695

第30期 岩見沢商工会議所議員(職務執行者)変更のお知らせ

当所議員について、下記のとおり変更がありました。

(敬称略)

■旧議員

宮田 史子



■新議員

見澤 克広

北海道電力ネットワーク(株) 岩見沢支店長

常議員退任(R6.3.31)に伴い、過日開催された第1回通常議員総会にて補充選任を行いました。

■旧常議員

金田 信行



■新常議員

内田 茂伸

行政書士内田総合法務事務所 代表

岩見沢プレミアム建設券 第2回受付分は、申込み多数により抽選!!

～令和6年度の申込1,580件・16,468口 当選率は70.7%～

プレミアム建設券 第2回目の抽選会を6月18日(火)に開催しました!

第2回抽選結果(当選率48.4%)

区分	口数	件数
発行予定	3,694口	—
申込	7,524口	799件
当選	3,711口	387件
落選	3,813口	412件



抽選結果は岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会ホームページをご確認ください。

<https://www.iwamizawacci.or.jp/kensetuken2024/>

販売期間	9月30日(月)まで
有効期間	11月30日(土)まで
換金期間	12月20日(金)まで



【問合先】岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会
(商工会議所内)

TEL:22-3445 FAX:22-3441

外国人対応の関係機関会議が開催(6/28 市役所で開催) 当所工業委員会の意見が開催につながる

外国人材の増加に伴い、企業との意思疎通、日常生活のサポートなどの課題が浮き彫りになっていることから、この解決に向けた取組みの提案が当所工業委員会から出され、関係機関会議の開催に結び付けました。

当所からは、外国人を雇用する事業主の4割がコミュニケーション不安を抱えている実態(会員アンケート結果)や市内外国人人口の状況などを説明し、警察・消防からは110番・119番の各原語版のPR不足、岩見沢市からはゴミのマニュアル作成、災害時の対応などの課題提起があり、今後各機関が連携していくことを確認しました。

今後、事業主を交えた会議、外国人材への体験会等の開催などを予定しています。

★「日本語学習支援支援者養成講座in岩見沢」参加者募集中
(8/23、8/30開催)

日本語教育の基礎的知識や日本語学習サポートなど、初心者にも分かりやすい講座です。お気軽に参加してください。



～7月、8月の会議所行事予定～

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします!(7月10日現在)

なおホームページでは、新情報を随時更新しています。 <https://www.iwamizawacci.or.jp/>

7月5日(金) 全道商工会議所大会 ゴルフ大会・懇親会	7月21日(日) 彩花まつり 花火大会
いわみざわ彩花まつり(～12日)	25日(木) 会員向け無料法律相談
6日(土) 全道商工会議所大会 式典・特別講演	
14日(日) 第62回岩見沢地区珠算競技大会	8月22日(木) 会員向け無料法律相談
20日(土) 彩花まつり 踊りとお祭りの広場	28日(水) 会員親睦ゴルフ大会

業況DI（前年同月比）の推移							
	23年 12月	24年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	先行き見通し 6月～8月
全産業	▲ 8.4	▲ 11.4	▲ 12.9	▲ 12.9	▲ 14.0	▲ 11.4	▲ 13.4
建設	▲ 11.0	▲ 12.3	▲ 13.0	▲ 15.6	▲ 16.5	▲ 16.5	▲ 14.7
製造	▲ 8.1	▲ 13.4	▲ 17.0	▲ 14.8	▲ 21.7	▲ 13.6	▲ 14.4
卸売	▲ 6.9	▲ 10.4	▲ 19.2	▲ 17.4	▲ 16.6	▲ 14.8	▲ 19.6
小売	▲ 20.8	▲ 16.2	▲ 14.4	▲ 17.9	▲ 16.5	▲ 16.6	▲ 19.6
サービス	2.4	▲ 5.2	▲ 4.4	▲ 3.8	▲ 2.4	▲ 0.8	▲ 4.1

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3か月の先行き見通しDI

日商LOBO調査(早期景気観測)

【5月調査結果のポイント】

5月の業況DIは、▲11.4(前月比+2.6ポイント) 製造業は、需要が堅調な飲食品関係や自動車関係を中心に、改善した。卸売業も飲食品関係の引き合い増で、改善した。

また、サービス業も、大型連休を中心とした国内外の観光需要の増加で、改善した。一方、小売業は、物価高に伴う消費者の買い控え継続で力強さを欠き、建設業は、建築資材価格の高騰や住宅関係の需要低迷で足踏みをしている。

企業間取引を中心に一定程度の価格転嫁の進捗が見られるものの、輸送費やエネルギー価格、労務費の上昇分には追いついていない。深刻な人手不足や円安等によるコスト増も継続しているが、堅調な観光需要等が下支えし、中小企業の業況は5か月ぶりに改善となった。

【建設業】

「建築資材価格が高止まりする中、住宅関連を中心に民間工事の不振が継続している。公共工事に下支えされているが、物価の上昇に価格転嫁が追いついておらず、収益は悪化が続いている」(一般工事業)

「同業他社の廃業もあり、案件は増えているものの、専門人材が不足しており、仕事を断らざるを得ないことがある」(電気工事業)

【製造業】

「販売価格の値上げの効果で利益率は改善されている。一方、今後も原材料・燃料の高騰に伴うコスト増が見込まれる中、人材確保に向けて賃上げも継続して行っていく必要があるため、再度の値上げが必須である」(自動車・付属品製造業)

「業況は改善しているが、円安により輸入コストは増加している。加えて輸送費も15%程度増加が見込まれており、先行きは厳しい」(水産食料品製造業)

【卸売業】

「取引先の飲食店を中心に引き合いは増えている。一方、物流2024年問題に伴って、市場に届く品物の到着の遅延が発生し始めており、鮮度を維持した商品の運送が課題となっている」(農畜産水産物卸売業)

「仕入価格の上昇分以上の価格転嫁を行い、賃上げを実施。しかし、円安によるコスト増は続いており、次年度の賃上げは未定である」(食料・飲料卸売業)

【小売業】

「インバウンド・国内観光の回復に伴い、高付加価値商品では売上が好調。一方、物価高により一般顧客の消費は低迷している。加えて、電気代の高騰や人材確保に向けた賃上げ、消耗品等の高騰によるコスト増は継続しており、採算は上がっていない」(百貨店)

「輸入品の価格高騰が著しい。賃上げに向けて労務費増加分の価格転嫁も行いたいのが、消費者離れが危惧され、タイミングが難しい」(事務用品等小売業)

【サービス業】

「補助金も活用し、店舗の設備投資を実施。快適な宿泊環境を整備できたことで、顧客の満足度を向上させることができた。一方、目下の課題は人手不足であり、予約を断る状況にもなっているので、もったいない。労働環境も整備し、人材確保を図っていきたい」(宿泊業)

「大型連休の恩恵もあり、売上は3割ほど増加したものの、原材料やエネルギー価格が上昇しており、利益率は前年度より悪化している」(飲食店)

先行き見通し DIは、▲13.4(今月比▲2.0ポイント) 高水準での賃上げや定額減税の開始に伴う可処分所得の増加による、個人消費の拡大が期待される。

一方、歴史的な円安等で物価高が継続する中、電気・ガス代への激変緩和措置も終了となり、一層の収益悪化が懸念される。また、労務費を含むコスト増に対する価格転嫁が十分に行えていない中、深刻な人手不足による受注機会の損失も生じており、先行きは慎重な見方が続いている。

各業種から寄せられた特徴的なコメントは以下のとおり。

特定商工業者負担金の同意のお願いについて

◎特定商工業者負担金 1,500円

商工会議所法では、商工業者法定台帳の作成並びに台帳の作成、管理及び運用に要する経費の負担金等について定められています。

特定商工業者とは、商工会議所の毎事業年度開始の日（4月1日）まで6カ月以上引き続き営業所等を有する商工業者で、

- ①資本金額または払込出資総額が300万円以上である者
- ②本商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業に属する事業を主

たる事業として営む者については5人）以上である者のいずれかに該当する商工業者の方々です。

商工会議所は法により特定商工業者の台帳の作成・整備を義務付けられています。また、その台帳にかかる経費の1部を特定商工業者負担金としてご負担いただいております。

当商工会議所の事業運営にご理解を賜り、負担金の賦課についてご同意いただけますようお願い申し上げます。

令和6年7月 岩見沢商工会議所

特定商工業者とは（商工会議所法抜すい）

第7条（定義）の2項

この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第26条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日（以下この項において「基準日」という。）まで6カ月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場（以下この条において「営業所等」という。）を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 1 基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上）である者
- 2 基準日における資本金額又は払込出資総額が300万円以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、300万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上）である者

第10条（法定台帳の作成）

- 1 商工会議所は、成立の日から1年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を作成しなければならない。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、商工会議所の申請に基いて、前項に規定する期間の延長をすることができる。
- 3 経済産業大臣は、前項の期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工会議所に通知をしなければならない。
- 4 商工会議所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 5 商工会議所は、毎事業年度開始の日から6箇月以内に、第1項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。
- 6 商工会議所は、第1項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知ったときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。
- 7 特定商工業者は、第1項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。
- 8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第11条（法定台帳の運用及び管理）

- 1 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。
- 2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- 3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第12条（負担金）

- 1 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。
- 2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。